

第 145 回丹波市議会定例会

自 令和 8 年 2 月 24 日

至 令和 8 年 3 月 27 日

議案審議資料

(No. 1)

【目次】

- | | |
|--------------------------|---------|
| ① 発議第 2 号 (丹波市議会委員会条例改正) | ・・・ 1～2 |
| ② 発議第 3 号 (丹波市議会会議規則改正) | ・・・ 3～4 |

丹波市議会事務局

発議第 2 号

丹波市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

丹波市行政組織条例の一部を改正する条例の制定に伴い、入札検査部の所掌する事務を財務部に移管することから、常任委員会の所管事務について所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

総務文教常任委員会の所管において、入札検査部の所管に関する事務を削る。(第 2 条第 2 項第 1 号)

3 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市議会委員会条例（平成16年丹波市条例第242号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市議会委員会条例</p> <p>平成16年12月16日 条例第242号</p> <p>最終改正 令和7年1月15日条例第1号</p> <p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）</p> <p>第2条 議員は、次項第1号及び第2号のうちいずれかの常任委員会の委員となるものとする。ただし、議長は議会の同意を得て当該常任委員会の委員を辞任することができる。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務文教常任委員会 9人</p> <p>ア ふるさと創造部の所管に関する事務</p> <p>イ 総務部の所管に関する事務</p> <p>ウ まちづくり部の所管に関する事務</p> <p>エ 財務部の所管に関する事務</p> <p>オ 入札検査部の所管に関する事務</p> <p>カ 教育委員会の所管に関する事務</p> <p>キ 議会事務局の所管に関する事務</p> <p>ク 会計課の所管に関する事務</p> <p>ケ 所管に関する支所の事務</p> <p>コ 選挙管理委員会の所管に関する事務</p> <p>サ 監査委員の所管に関する事務</p> <p>シ 公平委員会の所管に関する事務</p> <p>ス 固定資産評価審査委員会の所管に関する事務</p> <p>セ 他の常任委員会の所管に属さない事務</p> <p>（2） 民生産建常任委員会 9人</p> <p>ア 生活環境部の所管に関する事務</p> <p>イ 健康部の所管に関する事務</p> <p>ウ 福祉部の所管に関する事務</p> <p>エ 消防本部の所管に関する事務</p> <p>オ 産業経済部の所管に関する事務</p> <p>カ 建設部の所管に関する事務</p> <p>キ 上下水道部の所管に関する事務</p> <p>ク 所管に関する支所の事務</p> <p>ケ 農業委員会の所管に関する事務</p> <p>（3） 予算決算常任委員会 17人</p> <p>ア 予算に関する事項</p> <p>イ 決算に関する事項</p> <p>3 前項第3号に規定する予算決算常任委員会は、議長を除く議員が委員になるものとする。</p>	<p>○丹波市議会委員会条例</p> <p>平成16年12月16日 条例第242号</p> <p>最終改正 令和7年1月15日条例第1号</p> <p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）</p> <p>第2条 議員は、次項第1号及び第2号のうちいずれかの常任委員会の委員となるものとする。ただし、議長は議会の同意を得て当該常任委員会の委員を辞任することができる。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務文教常任委員会 9人</p> <p>ア ふるさと創造部の所管に関する事務</p> <p>イ 総務部の所管に関する事務</p> <p>ウ まちづくり部の所管に関する事務</p> <p>エ 財務部の所管に関する事務</p> <p>オ 教育委員会の所管に関する事務</p> <p>カ 議会事務局の所管に関する事務</p> <p>キ 会計課の所管に関する事務</p> <p>ク 所管に関する支所の事務</p> <p>ケ 選挙管理委員会の所管に関する事務</p> <p>コ 監査委員の所管に関する事務</p> <p>サ 公平委員会の所管に関する事務</p> <p>シ 固定資産評価審査委員会の所管に関する事務</p> <p>ス 他の常任委員会の所管に属さない事務</p> <p>（2） 民生産建常任委員会 9人</p> <p>ア 生活環境部の所管に関する事務</p> <p>イ 健康部の所管に関する事務</p> <p>ウ 福祉部の所管に関する事務</p> <p>エ 消防本部の所管に関する事務</p> <p>オ 産業経済部の所管に関する事務</p> <p>カ 建設部の所管に関する事務</p> <p>キ 上下水道部の所管に関する事務</p> <p>ク 所管に関する支所の事務</p> <p>ケ 農業委員会の所管に関する事務</p> <p>（3） 予算決算常任委員会 17人</p> <p>ア 予算に関する事項</p> <p>イ 決算に関する事項</p> <p>3 前項第3号に規定する予算決算常任委員会は、議長を除く議員が委員になるものとする。</p>

発議第3号

丹波市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案の趣旨

庁舎の開庁時間の変更が令和8年4月1日から本格実施されることにより議会の会議時間の変更を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

(1) 会議時間の開催時間について、「午後5時まで」を「午後4時30分まで」に改める。(第9条第1項)

3 施行日

令和8年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市議会会議規則（平成16年丹波市議会規則第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（会議時間）</p> <p>第9条 会議時間は、午前9時30分から<u>午後5時まで</u>とする。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</p> <p>4 会議の開始は、電鈴で報ずる。</p>	<p>（会議時間）</p> <p>第9条 会議時間は、午前9時30分から<u>午後4時30分まで</u>とする。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</p> <p>4 会議の開始は、電鈴で報ずる。</p>